

松江市告示第40号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第51条第1項の規定により、次のとおり指定施術機関を辞退する旨の届出があったので、同法第55条の3第3号の規定により告示する。

令和2年2月18日

松江市長 松 浦 正 敬

事業者		辞退する事業	事業所		辞退年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
松田 拓馬	松江市学園南1丁目14番1号 エルファーロ101号室	柔道整復	美療整骨	鳥取県米子市末広町311番 地イオン米子駅前店2階	令和2年3月3日